

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年9月26日(水)

(開会)10:00

(閉会)14:14

【 案 件 】

1. 議案第86号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)
2. 議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

委員長

おはようございます。ただいまから、庁舎特別委員会を開会いたします。

「議案第86号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」及び「議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務部長

只今より、所管課長より議案の補足説明をさせていただきますが、そのもととなります最終的な(案)をとった基本計画を変更表を添えて、事前に配布させております。

その基本計画により、補正予算及び関連議案を提案させていただいておりますので、先にご報告いたします。

財政課長

議案第86号(「平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」)の概要につきましては、別に配布いたしております「補正予算資料」(右肩に追加提案分と記載のもの)によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、新庁舎建設基本計画に基づき新庁舎建設に係る経費を補正するものでございます。

一般会計で、4,089万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を、603億3,728万6千円とするものでございます。次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、記載いたしております。

まず、歳入の繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金1,979万3千円を取崩す(繰入れる)ものであります。市債につきましては、本庁舎建設事業の測量および地質調査委託料に係る財源として、合併特例債を活用するものでございます。

次に、歳出では、総務費の本庁舎建設事業費で、新庁舎建設設計者選定委員会に係る委員報酬等の経費について計上いたしております。建設工事設計委託料につきましては、平成26年度までの債務負担行為を1億2,468万1千円を限度額として設定し、基本設計並びに実施設計を委託しようとするもので、本年度は前金払いの限度額1,000万円を計上するものでございます。測量委託料につきましては、第二別館および駐車場を含む本庁舎敷の現況測量を行うものでございます。オフィス環境整備支援業務委託料は、現庁舎の備品・文書量等の実態調査、新庁舎内レイアウトの基本計画並びに実施計画、移転監理等の業務を委託するもので、これにより新庁舎の必要な床面積の算出や窓口・執務室等の動線を考慮したレイアウトなど、専門的な分野からの提案を受けて設計等に反映させ、建設コストの削減等を図ろうとするものでございます。なお、本経費につきましては、平成29年度までの予算執行に係る後年度分の調整を図るため、継続費を設定するものでございます。地質調査委託料につきましては、建設工事設計者確定後に発注を予定しており、年度内に完了が見込めない予定でありますので、繰越明許費

を設定し実施するものでございます。

なお、今回計上いたしております事業費の後年度予算計上見込額を含めた総額は、1億7,205万9千円となっております。

以上で、予算関係の補足説明を終わります。

庁舎建設対策課長

続けて、関連議案を説明させていただきます。

議案87号 飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、議案書は、追加議案書の1ページになりますが、3ページの新旧対照表で説明させていただきます。

建設工事設計委託の設計者の選考につきましては、基本計画の中でプロポーザル方式としております。庁舎問題検討委員会を廃止し、替えて新庁舎建設設計者選定委員会を設置しようとするものです。合わせまして、飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、当該委員（外部委員）の報酬額を15,000円と定めるものでございます。

追加で補足説明をさせていただきますが、まず、先ほど部長の方から報告いたしました事前に配布しておりました基本計画につきましては、合わせて変更一覧表を配布させていただいておりますが、9月5日の特別委員会以降の変更につきましては、変更一覧表に網かけしております。先日の道祖委員よりのご指摘を受けまして、変更一覧表2ページのページ番号45の（4）議会等での意見を表記のとおり追加しております。また、3ページのページ番号55の事業費の表のうち本体工事費等を細分化し、4ページの で将来負担を含めた総経費および総一般財源所要額の表を追加しております。以上の変更を加え、基本計画を作成しております。

次に、先ほど財政課長が説明しましたオフィス環境整備支援業務委託料につきまして、補足説明をいたします。追加で資料を配布させていただいております。

基本計画におけます規模の算定は、先例市の手法にならない、配置予定職員を基本に起債同意基準及び先例市の職員1人当たり面積から概算を積算したもので、実際の必要面積を積み上げたものではございません。したがって、建替えを進めるうえで、倉庫、文書庫、会議室等の必要面積、備品の収まり等の詳細を積算し、執務室を含めてその配置計画を策定する必要があります。過去の庁舎建設では、この分野は行政により対応していた分野ですが、行政にそのようなノウハウがなく、詳細な計画がされていなかったことから、建設後の執務スペース、会議室等に過不足が出てきたり、文書庫、倉庫等に物が収まらなかったり、カウンターの辺長が不足したりで、建設後に改装をした事例、使い勝手が悪く、支障が出てきたりしたことから、近年では、窓口部門を多く有する市役所庁舎建設では、本業務を発注することが主流となっております。

先日視察いたしました西尾市におきましても、本業務が導入されており、また、犬山市では導入されておりませんが、視察の際に説明されておりましたとおり、動線とサイン設置の苦情が多くサイン整備をやり直している状況でありました。

資料の1. で目的を記載しておりますが、各執務室、倉庫、文書庫、会議室等の必要面積を積算のうえ、機材・備品等を含めた基本的レイアウトを策定し、また、現行備品を有効活用した備品の整備計画を策定し、先々、面積の不足や不要なスペースが生じないように、動線に配慮した効率的なレイアウト設定とスムーズな移転を行うため、本業務を発注するものです。

業務内容としましては、2. 業務予定表に記載しておりますとおり、 庁舎備品・文書量等の実態調査（執務室、文書量調査、備品調査、倉庫、会議室等）及び来庁者、職員動線調査 新庁舎必要面積の算定 サインを含めた庁舎レイアウト基本計画の策定 既存備品の運用判定を含めた什器整備計画 移転計画とその監理を予定しており、設計者と連携を取りながら業務を行い業務内容に応じて本年度より移転が発生します平成29年度までの予算を計上としております。

その発注時期につきましては、現庁舎の実態調査及び必要面積算定成果を、建設設計発注前

に終える予定で考えておりますので、本予算の議決を受けましたらできるだけ早期に発注を考えております。その成果を建設設計者へ提供して設計にかかってもらうことを予定しております。また、その委託先の選定につきましては、参加者に提案を求め、その提案が担保される選定手法が適切との先例市のアドバイスもあり、プロポーザル方式によることとし、選定委員につきましては、内部職員で対応することを予定しております。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

何点かありますけれど、あわせて議案も出ておりますので、新庁舎建設設計者選定委員会の件でちょっとお尋ねいたしますけれど、これは構成メンバーは同様になっておるのか、まずお尋ねいたします。

庁舎建設対策課長

構成予定としましては、学識経験者4名、内部の委員2名の6名構成を予定をいたしております。

道祖委員

ということは、内部の2名というのは費用弁償はないということで理解していいんですか。

庁舎建設対策課長

説明不足で申しわけございません。ここに計上しておりますのは、外部の委員の費用弁償のみでございます。

道祖委員

となりますと、予算書で費用弁償はいくらですかね、これ。報酬か。18万円ですかね。18万円割ることの15、割ることの4ということは。計算してください。

庁舎建設対策課長

回数のご質問だと思いますけれども、3回を予定して計上いたしております。

道祖委員

新庁舎建設設計者選定委員会は、これはいつ発足して、いつまで続くものでしょうか。それと、工事の進捗、予算ですから本年度の予算ということになりますよね。ということは、半年間で3回、3回しか委員会を開かないということになるんですかね。

庁舎建設対策課長

設計の予算を本年度に計上させていただいて、あわせて債務負担での平成26年度までの債務負担の予算を計上させていただいております。設計の契約を本年度中に予定をしておりますので、できるだけ早い時期に発注すればその分だけ設計者との協議も長く取れますので、できるだけ早い時期に設計を発注する予定といたしております。本議会でご議決いただきましたら、即、選定委員会の設置にかかるわけでございますけれども、一般的にプロポーザル方式では3カ月から4カ月ほど要しておりますので、予定としましては10月から1月にかけての3回というような形でスケジュールを考えております。

道祖委員

私は素人だからあれなんですけれど、優秀な学識経験者と優秀な内部の方が参加されるから、100億円、全額で100億円を超える仕事ですけど、十分な設計の中身をチェックして業者を決められるというような議論は3回でできるんですか。大体、皆さん1回は顔合わせみたいな話で、実際、内部の調査とかそういうことをし始めるとね、3回ぐらいで終わるようなものかなと思ったんですけど、その辺はどういうふうに考えてます。

庁舎建設対策課長

一般的にプロポーザル方式は通例は3回、一般的に採用されておりますのが、1回目の中で

要領等の確認、募集要領等の確認、2回目でその中から提案をいただいた中から一定数までの絞り込み、そして最終的には絞り込んだ業者さん3カ所の中からヒアリング等を実施して特定するというパターンが一般的でございますので、本市もそういった形の流れの中で3回という形で設定をさせていただいております。

道祖委員

説明ありがとうございます。3回で十分だということですね。十分だということですね。そうですね。それとともにですね、このプロポーザル方式ということになれば、そのいろいろな業者さんが提案してくる形になるわけでしょう。どういうものが提案されたかとかいうようなことを市民に示す、市民は多くの関心を持ってますからね、その何者応募してくるか知りませんけれども、その応募したところの内容についてどういう形で市民に示されるんですか。選定委員さんが決めてしまうんでしょうけれどね、ただどういうものが提案されてきたんだという。決まってから市民に説明するのか、こういうものがあっていま絞り込んでいっていますよというふうにやっていくのか、どちらのほうを取る予定なんですか。

総務部長

いま質問者のほうから疑問点といたしますが、ございましたが、まず今回のプロポーザルで設計業者を選定すると。まず設計業者のほうにですね、コンセプトといたしますか、考え方、それからどんな体制で技術者の体制で臨んでいただけるかとか、そういった熱意とかですね。まず基本設計ですね、これをやる体制、それから基本設計のコンセプトについて提案をいただいて、それから業者を決めて、価格面もございましょうけども、業者を決めてそれから基本設計に入ります。ですから、基本設計に入る段階で中で決まったものについては当然市民の皆さまのほうにですね、お示しをする、ご意見をたまわること、議会のほうともご意見をたまわりながらですね、基本設計、これができ上がり、それから実施設計という形で動いていくということでございます。

道祖委員

だから、いろいろな人が基本設計の提案をしてくるということでしょう。中身というよりはこういう考え方で設計に入るんだとかいうことを言うてくるんでしょう。それをここで選定するということはわかるんですけど、エントリーしてきている人たちがどういう考えであるかということ、これを市民に知らせるといことは、事前にあるのかないのか。もうあなた方がいろいろ来て、どういう考えでやる、業者が設計に入るんだということを決めるんでしょう。そういうことでしょう。だから、その前にどういう人たちがエントリーしてきているということは示されるのかどうか聞いていますよ。

総務部長

この建設設計ですね、これのプロポーザル、この方式につきましては国土交通省の方でガイドラインが示されておりまして、私どももそういった形の中でですね、ガイドラインをつくっております。基本的には事後公表と。これは病院設計、市立病院、ここでプロポーザルが先行して行われてきておりますけどですね、その中においても同じような形で業者さんについては確定後の事後公表という形になっております。

道祖委員

確定後でしょう。いや、わかるんですよ。わかるけどね、病院という例を出したけどね、病院以上にこの市庁舎については関心があるんだから、決めるのはあなたの方だからあなた方が決めればいいじゃない。だけど、こういうのが先に来ているという報告をしてもいいんじゃないかなと。その結果決めるのは決めましたと。あなた方はどちらにしろ、いろいろ意見を言ったって、決めるときは決めるんでしょう。決めたものしか出さないんでしょう。それはわかってるって言うてますよ。ただ、できるだけ関心持っているから情報はできるだけ出して、見せて。決めた後にああだこうだというのも1つの方法、今までそうだからそれで通

るかもわかんないけど、その前に出せないのかなということを行っているんですよ。全てこういうふうには、今回のやつはできるだけオープンにしていったほうがいいんじゃないですかという思いがあるからですね、しつこいような質問しておりますけど、そういう考えはありませんかと聞いているんですよ。それがいいなら、ないで結構なんですよ、あなた方が決めるんだから。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:22

再開 10:22

委員会を再開いたします。

総務部長

企業名、参加企業ですね、これについては非公開という形で考えておりますけども、いま言われました内容等ですね、こういった提案があったかと、こういった分の公開、こういった部分についてはですね、検討させていただきたいと思います。

道祖委員

検討してください。いできるだけオープンでいいということをお願いしたいんです、この件についてはね。それと、この予算の中にオフィス環境整備支援業務委託料とありますよね。その中に、レイアウトの確立とかいろいろ書かれておりますけれど、一般質問を通じてですね、いろいろ言われていたのが、やはり窓口業務のコンビニのサービスですね。ああいうことをやはりやった方がいいんじゃないかと、再三、一般質問で今回もありました。質問のやりとりを聞いてて思ったんですけど、あなた方が考えているあの答弁を見ると、項目3つしか上げなかったでしょう、たしか答弁では。窓口業務はそういうところに委託したら初期投資がいくらで毎月いくらですよという答弁だったと思うんですよ。そういう質問だったでしょうと言っているの。それわかる人が答弁してください。そうしないと、私が間違った質問をしている、それになるじゃないですか。これ、レイアウトにかかるから言っているんですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:25

再開 10:28

委員会を再開いたします。

道祖委員

この公共料金のコンビニ利用というのは代表質問の際も言ったんですよ、私質問してるんですよ。検討したらどうかと。内容についてはですね、総務省は説明に来てもいいと言ってますからというお話をそのときした記憶はあるんですよ。総務省にですね、どうなっているかとかですね、そういうことを問い合わせしてるのかどうか。住基ネットの関係やらいろいろありますけどね。住民ナンバー制度の問題やらあるかもわかりませんが、ただ総務省としては今後どうするということを確認したのか。その点この半年間、どういう動きをしたのか、答えられます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:29

再開 10:37

委員会を再開いたします。

道祖委員

総務省に確認をしてきたのかということなんですけれど、休憩中にお尋ねすると担当係長が

総務省の説明会に参加しましたということなんですよ。その後どういうふうに展開してるかわかりませんが、総務省としては、要は電子化の関係でコンビニ納付をどんどん進めていってるのは事実だと思うんですよ。一般質問のやりとりの中で、あなた方は市民カードを発行して市民カードの利用者が多いからそれも住基ネットカードよりは市民カードが多いから、なかなかそちらに移行できないみたいな話とともに、それと将来政府は国民にひとりひとり番号を割り振りして、カードを発行するというふうになってるから、それを見極めてやるってありますよね、答弁してありますね。ですけれども、私は知る限りでは総務省は電子化をどんどん進めていくと。住基ネット等を使って今コンビニ納付を進めていっておるわけですよ。6月の段階よりも既に全国では、8月の段階では2カ月の間、数都市これに参加してコンビニ納付をやるような状況になっています。そういうことを確認してるかどうかですよ。もう一つ、じゃあ国が進めていっているものが、まだ法律も通ってないから将来構想ありますけれど、実際に動いてるやつとの代替は、将来どの時点でそういうふうになっていくのか。コンビニ納付というものが、すぐ終わってしまうものなのか、継続するものなのか。そういうものについてどういうふうに総務省に確認をとって、今後の行政の中に反映させようとしておるのか。その点を確認いたします。

市民課長

今の件につきましてはマイナンバーの場合は、前は住基カードに番号を振っていくというように考えたと思うんですが、今はそのマイナンバーカードを全国民に持たせるので、そのマイナンバーカードの法案が決定した時点で、その後の住民基本台帳カードは順次廃止していくということで最終に直前につくられた方は、10年後までは使えるんですけど、それより以前の方は順次有効期限とともに切りかえていく。今総務省の方も若干トーンダウンしてしまっているのは、そのマイナンバーカードをつくるに当たっては、皆さん1回窓口に来ていただかないといけないんですよ。そして今ある住基カードというのは、それほど余り便利な機能というのが当初国が考えていたほどはついてなくて、そのマイナンバーカードにすれば、医療の履歴であったり、それから防災であったり、いろんなところに広げていく可能性を持ったカードにしたいということなので、私どもとしましてはこの間ご答弁しましたように、住基カードだったら費用が500円お客様にご負担がありますが、マイナンバーカードであれば全国民に無料で配布というところがちょっと見えてるところがあって、もし今住基カードつくってもらっても、そのマイナンバーカードに切り替えたいと言われれば、また皆さん来ていただいて暗証番号を設定していただいたりとかいうことがあるので、そこのところ新サービスの方でいろいろ今検討してある部分もあるので、そこにそのタイミングで合わせるのがいいのかなと考えています。

道祖委員

課長、長々答弁していただきましたけれども、けれどその国としては総務省としてはですね、コンビニ納付そのものの主要カードは違ってくるけれど、今10年というような言葉が出ましたけれど、その法律が成立して継続10年ということになれば、今後10年から15年その住基ネットを今住基ネットでも使えるわけですよ。今のコンビニという世界でですね。それとともに、ナンバーをふっても住基ネットカードと違うカードになったとしても、コンビニで納付するというシステムは変わらないんでしょう、国の考え方としては。

市民課長

コンビニで証明書を取るという交付でよろしいですか。税金の納付とかではなく。

道祖委員

あのですね、一般質問の中であなた方は課長いなかったからさっき質問したんだけど、3つのね、交付の話をしてそのコンビニでやれる業務は3つのように答弁されてるけれど、それ以外もできるんじゃないんですか。どうなんです、3つしかできないんですか。交付とい

うことを言っているからですね、お尋ねしますけれど。

市民課長

今言いました、交付と言いますのは税の納付とかをやっているところもあるので、こちらの市民課でやっている交付について言わせていただきますが、この間のご答弁で24年からは税証明と戸籍の証明がとれるように、コンビニでなったんです。去年まではとれなかったんですけど、24年からできるようになったのでそれを導入している団体もあります。ただ、飯塚市の自動交付機では戸籍はとれないということになっています。

道祖委員

だからね、交付の話ばかりしてるけれども、例えば年金にしても何にしても今コンビニに行ったらですね、お金を納めることができるんですよ。知ってます。たしか自動車税もできるようになっていたと思います。市のやつでも実際にその印鑑証明をとるとかそういう戸籍をとるとかそういう話以外にですね、きちっともう既に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの地方税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、市営住宅使用料などの公共料金が納付できる、コンビニ納付できるシステムができ上がってる。それを実際に導入している自治体がある。このことはご存じなんでしょう。

市民課長

はい、承知しております。

道祖委員

であるならばですね、その窓口業務に来ていただく方々が、今はもうそういうものがないから、今おっしゃったように、市が置いている自動交付機ですか。それは自動交付機で時間も限られている。ところがコンビニでは今はそういう交付も納付もできるシステムになっているわけですよ。そういう現実があるときに、窓口業務がどうあるべきか、きちっと検討されているのかどうかということなんですよ。それによってはレイアウトなんて変わってきますよ。このいただいておりますね、23年度の来庁者数がいろいろありますけれど、この人数として12万6642人が来られていますよ。1カ月あたり1万553人来てると言われておりますけれど、こういう数はどんと減るんじゃないかということです。それではあなた方はね、議員から一般質問等でコンビニ納付を検討したらどうかということで、検討してますということを書いておられるけど、ここで1つお尋ねしますけれど、現実に市内の中に今セブンイレブンだけと言っておりましたけれど、今度あの質問の中でローソンもできるというような状況が変わってきているというお話でありましたけどね。であるならば、その対応可能なコンビニが市内にどういうふうにあるかというような情報はきちっととらえてるんですか。お尋ねします。

市民課長

特に調査はしてありません。

道祖委員

この庁舎特別委員会ではね、できるだけ費用を下げて、窓口での人数も職員も減らしていこう。それで面積は減ってくるんじゃないか。それとともに住民サービスはできるだけ住民の近いところでできる方式を考えればいいんじゃないかというようなことは、一般質問でもここでも指摘されてるんですよ。それだったら現時点でセブンイレブンだけだったらね、セブンイレブンがどこにあって一番遠い所は本庁舎からいくらというようなことは調べて、やはりその今後の活用とかね、そういうことを考えて、何と言うか窓口の業務のあり方をですね、示すべきじゃないですか。この提案されてる内容はね、従来どおりの職員配置と従来どおりの機能の話しか載ってきてないんですよ。だけど市民から指摘されてるのは、委員会から指摘されてるのは将来の電子化、行政の電子化を考えていったときにどうあるべきかを考えてくださいと。そのときにレイアウトも変わってくるんじゃないですかって再三いつている。だけど、窓口とな

ってくるコンビニ等の場所もわからない。例えばですね、筑穂町の一番遠い所で筑穂町としてどこにコンビニがあるのか。そこを活用したら本庁もまだ来なくていい。しかもコンビニのサービスが多岐にわたっているということになれば、これは全然考え方が変わってくるんじゃないかと思うんですけどその辺はどう思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

総務部長

るる貴重な意見を賜りました。証明書の発行とですね、納付関係で本庁舎に来られる方は相談される方が多くございまして、通常は銀行等ですね、口座振替もございまして。銀行等指定金融機関で納付をされる方が大半でございまして、そういう方もコンビニになれば便利になる。証明書の発行につきましては、コンビニがあれば、質問者言われるように十分便利になると。今後の推移につきましても、基本計画の中でも検討していくとしておりますので、本当に検討してまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

坂平委員

ちょっといいですかね、今総務部長のほうからね、そういったことも今後検討していきますということでご答弁ありましたが関連ですけどね、基本的に今回基本設計と実施設計のその予算が上がるとのわけですよ。だから基本的なことをどの方向性に持っていくかということを実行部の方が基本設計を出されたときに、いろいろと意見を申し入れた中で基本設計というのができると思うんです。そういったものを今度を公募させて、そういう要件を入れた中で公募されてプロポーザル方式で選定して決められると。その方針が決められてないで、固まってないでこういった基本設計のね、その予算を組んで議案に上げて予算を通すということでは今の段階では判断できないような状況になるから今質問されていると思うんです。だからそのあたりをね、どの方向性を持って基本的にいくんだということをおね、きちっと明確にやっぱり答弁していただきたいと思っておりますよ。

道祖委員

部長の答弁は今後検討させていただきます。それは検討してもらわなくては困りますよ。時代がそうなっている。それを検討するようにずっと言ってきたんですよ。だから一般質問の中で庁舎の問題の質問があって、従来どおりの戦艦大和みたいな庁舎は要らないからかと言われて、あなた護衛艦と言ったじゃないですか。では護衛艦という考えがあるなら、戦艦大和と護衛艦の違いぐらいちゃんと述べてくださいよ。私はわからん。戦艦大和も知らんし、護衛艦も知りませんし。訳の分らんやりとりはやめてですね、具体的な話を進めてくださいよ。だからいちいちここで聞かなくちゃいけない。そうでしょう。検討します、検討しますと言って、検討しますと言ってから、その提案をずっとやってきてるんですよ。これは結局一つ一つ聞かないとそういう調査等やってない。これはね、やはり説得力ないですよ。あなたの考えてる護衛艦ちょっと説明してください。

総務部長

今の質問者言われました、庁舎、現段階でコンセプトについてはこの基本の計画の中で、お示しをさせていただいております。その辺意見交換させていただく中で、まとめていった基本計画でございます。これをもとに業者さんを定めるわけでございますが、最初から基本設計としてこういったものというのは具体的にですね、絵を提案させているわけでございませぬので、あくまでも業者さんからコンセプト、こういった工夫があったらいいよとかいう提案とそれと設計にあたる人体制とかですね、そういった具体的な内容、それと金銭的な面を含めた中での

業者選考でございまして、それから基本設計に入ってまいります。その基本設計の前段として、今言いましたオフィス関係の調査をした中ですね、させていただきまして、基本設計に入る中で、またご意見を賜る中でまとめていきたいというふうに考えておりますので、現段階で完全な絵と申しますか、そういったものがあるわけではございませんので、その点ご理解を……（発言する者あり）そういった形で業者さんをですね、選考するのがプロポーザルでございますので……

委員長

総務部長、基本設計の期間とかその間に議会がすることとか、市民に要求することとか、お尋ねすることとかというものをあなた達盛り込んでいるやん。その説明を少しやってやらんですか。

坂平委員

いま基本設計のあり方について説明されたですよ。今回実施設計も一緒に折り込んでされとるわけですよ。かなり今の説明とは異なると思うんですよ。基本設計で2年間、そういったこと、コンセプトを盛り込んで考えていきますと。そうしたらその段階が終わって、その実施設計を出してもいいんじゃないですか。今の説明であれば、逆に基本設計と実施設計を同時に抱き合わせて出す必要性がどこにあるのかなというふうに思うわけです。だからそのあたりどういうふうに考えてありますか。

総務部長

今回の場合、プロポーザルの中で基本設計と実施設計これを1つにするというのも、まず業者さんからの提案を受ける中ですね、最終的にどこまでなるかとお任せする業者さんを設計のですよ、お決めするのにプロポーザルと仕様をつくりまして採用いたしております。今言われますように、基本設計と実施設計を1つにすることによって、費用的な面もですね、落ちてくるというのもございますものですから、そういった中で一体性をとって効果を上げる方法でプロポーザルは基本設計、実施設計一体型でやっている。他市の先例でもですね、そのような形の方が効果があるということでそれが対応されておりますので、そういった形で進めさせていただきます。

坂平委員

いま費用的なものが非常に緩和されて、基本設計と実施設計を同時に出してますという説明ですけども、他市の例をとってもということですけど、今回その基本設計、実施設計、これが総費用的に軽減されるという中身については、どういったことが軽減されるんですか。明確に、詳細にどことどの分が軽減されますよということを出していただけないですか。

建築住宅課長

設計の積算と言いますか、委託料の積算をする場合は、建築の用途また延べ床面積などにより業務の詳細が違うわけではございますが、それぞれの建物の条件にあった積算ということで行っております。また、基本設計と実施設計を一括して発注するという場合におきましては、業務内容の重複している部分がございます。例えばどういうものかと言いますと、設計方針、それから設計内容を事業主に説明する業務というのもありますし、基本設計から実施設計に移る際の設計の意図を正確に伝えるというような業務、また工事の材料とか設備機器等の設計意図の検討、また助言等を同一業者が設計する前に聞く必要がないかと判断をしております。そのあたりは重複する分で削除できるところではないかと。それからまた我々のところで対応できる部分につきましては、工事をしたり、また提言をしたり、そういうことができるかと思っております。

坂平委員

いま建築住宅課長のほうから説明がありましたけど、基本的にこれは国土交通省の算定式から算定されたと思うんですよ。いま言われるようなことが詳細に、どの部分がその重複してい

る部分で削減できてますよというのは、その資料として出せますか。そうしないと言葉だけで説明されても、どの部分が削減されたのか、重複した分が軽減されとるかということとはわからんと思うんです。あなた方も明確にね、ここに書いているように1万5千平米と2万平米、これはほとんど変わらんわけですよ、算定の仕方が。それとこれが1万平米であっても、そんなに変わらんわけですね、数値が。当てはめ数値が、計算式の。だから、どこが軽減されているのかというのを、明確に出してください。そしたら、ある程度、総務部長が言われるようなことも理解できる部分が出てくると思うんですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:15

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

先ほど委員から資料ということと言われておりますが、細部につきましては時間的な問題もありますし、現在ちょっと出せませんが、分割発注した場合、それから一括発注した場合にどのくらいの差があるかということをつきましては、約15%程が減額できるということで、2180万円ほど減額できるということに今のところはなっております。

坂平委員

今15%で、2180万円ということで、概算の数字が出ましたけど、今回プロポーザルということで飯塚市の場合はされていくということですが、この資料をいただいた分ていくと指名競争入札、これもちょうど半分ずつぐらいの数であるわけですよ。これはプロポーザル方式ということになってくると、予算を組んだが金額がどういった手法でプロポーザルされるかわからん。採点の点数のつけ方も、内容的に額面もその枠をもってされると思うんです。だからこの2180万円、総額が1億何ほの基本設計、実施設計の金額と思うんですが、逆に一般競争入札でもいいんじゃないかなと思うし、プロポーザル方式にするメリットはどこにあるのかなと、そしてしかも今回は基本設計、実施設計が同時に進行していくという状況の中ですので、そのあたりわかりやすく執行部がプロポーザル方式を取り入れた理由と言いますか、そういったものが、一般競争入札よりもプロポーザル方式のほうがこういった意味で、プロポーザル方式を今回取り入れましたよと。だから前回、市立病院がプロポーズでされたから、今回もその方式でいきますというような単純な理由ではないと思うんです。そのあたりをちょっと説明いただければと思います。

庁舎建設対策課長

プロポーザルの公式の決定の理由につきましては、基本計画書の中で明記させていただいておりますけれども、建築審議会の国の答申で官公庁の施設の設計委託のあり方については、いろいろな設計協議方式、プロポーザル方式、書類審査方式と目的に応じて適切に活用することと、それと平成6年には公共工事入札契約手続の改善に関する行動計画及びそれを受けての公共工事に係る設計コンサルティング事業で、一定規模以上のものは公募型プロポーザル方式または公募型競争入札方式というようなことが、国のほうで謳われております。平成17年に制定されました公共工事の品質確保に関する施策を合理的に推進するための基本方針におきましても、そのような旨が謳われておりますし、先例市におきましても価格のみではなく、技術者の提案を受けていい提案を採択するというようなプロポーザル方式を採用されているのがほとんどでございますので、そういった理由を基本計画に謳いましたうえで、プロポーザル方式と決定した状況でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

1ついまプロポーザルの話が出てますけど、設計にコンペティションとプロポーザルと、あと1つ2つありますけど、いま私ども委員会で皆さんの意見を聞いていると、細かい何をどのくらいの広さにするのか、人員配置でどのくらいの大きさをしたらいいのかとか、いろいろ細部について意見も出ておりますが、これはあくまでもプロポーザルというのは具体的な設計案が出てくるんじゃないかと、構想とコンセプトが出てきますよね、それからあとにきちっとその辺を審査して、こういうものが一番いいんじゃないかということで設計に先に入っていくというふうには私はとらえてますけど、そういうふうにはコンセプト、構想が出てきたところで、当委員会に図って、こういうコンセプト、構想が出てきていますと、その中でいま言った細部についてですね、こういうところはこう、いま言ったコンビニの問題でも然りですけど、そういうものを審査していける、そういうふうには考えてよろしいんですか。

庁舎建設対策課長

いま質問委員が言われますとおりでございます。一般的にプロポーザル方式はコンペ方式と異なりまして発注元のこの基本計画を踏まえまして、設計者において対応策、そのコンセプト、考え方の提案を受けて、一般的に庁舎建設先例市の場合は、うちの場合は裏の広場、第一別館及び裏の駐車場というようなゾーニングを一定程度決定しておりますけども、プロポーザル発注の先例市の庁舎建設においては、どこにどういうローテーションで建てるかというようなところの非常にアバウトな提案を受けた中で、それに対するどういったローテーションで建て替えるということまでを含めて提案を受けてしてあるところがほとんど多くございます。うちの場合は、基本計画の中でもすでに裏の第一別館及び駐車場敷きというような形で決定しております。具体的には設計図を求めるものでございまして、設計図の策定につきましては、これはプロポーザル方式というのは設計者を選定するだけでございまして、設計図を求めるものではございません。具体的な設計図につきましては設計者が決まりまして、いろいろな中で設計者のほうから判断を求められるところもありましょうし、市のほうから、発注元からここはこうしてくれというような意見を求めていく機会がございます。そういった中で基本計画の期間を長くにとって、そういった調整をしながら基本計画を固めていきます。先例市でもありますが、どこの自治体でも基本計画のある程度案が出ましたら、表に出して市民の意見を聞くというような機会も必要かというふうに考えておりますので、最終的なプロポーザルで提案されたものはあくまでも発注元の計画を踏まえたうえで提案者のコンセプト、考え方でございまして、具体的な設計についてはそれから期間をかけて調整しながら基本設計を固めていくということになります。そういう案が提示されるような形になれば、そういう形でこの場でも提案させていただきながら設計を固めていく形になるかと思っております。

道祖委員

いま課長がご答弁いただきましたけど、プロポーザル方式を提案して、これはここに説明もありますから、具体的な設計内容について設計者は選定後に協議しながら決定することができるため、発注者の意向を設計内容に反映しやすい。そのとおりだろうと思えますよ。そういういま答弁だったと思います。だからそれはそれで結構なんです。ただ、発注者の意向を伝えるときに考え方がきちっと固まっていなかったら、基礎的知識がなかったら、意向も何も伝えられませんよということ言ってるんですよ。この点ご理解いただけますかね。あなた方は確かにコンビニ納付をしますとか、この新しい庁舎についていろいろ書かれておりますけれども、書かれているけれどその表面だけの話じゃないですよということなんです。だから設計に反映させるためにはそういう意見をきちっとした根拠をもって言ってもらわないといけない。どういう意見を言ったかということ市民にやっぱり示してもらわない。そうすることによってコスト低減等に、市民から求められてるコスト低減等に答えることができるだろうと思うんですよ。そのことを私は言いたいわけです。例えば、オフィスの環境整備の支援業務委託

関係の費用の中にレイアウトの基本計画等とか書いてますけどね、このことについてはやっぱり職員がどういう仕事をやってるか職員自身が知っているわけで、だから内部できちっとそういう話を固めて、設計者に提案していかなくちゃいけない。だから本来、従来どおりの業務を本庁でやっているけれど、必要のないものは穂波支所でも、筑穂支所でも移すことができることならば、そういうふうにはやはりしていかないと、市民の声には答えられないと私は思っているわけですよ。随分いろいろなことを言いましたけど、そういうことを私は要望したいと思えますけれど、十分検討すると総務部長は言うておりますけど、副市長なり、市長なり、ちゃんとわかっているのかどうか、ご答弁お願いいたします。

副市長

再三、質問者のほうからご指摘があっている分につきましては、基本計画の中には確かに謳っております。ただ謳っているけども中身、例えば先ほどのコンビニの数の問題等々についても、謳っていれば現実にそれを把握しているのかというのが、まだ把握していないという面もございまして、この中でも謳っていることは少なくとも行政が、私は責任持ってやるべきことだろうと思っておりますし、きちっと、もちろんコンビニの数にしる、何にしる、最終的には最新のデータ、それから電子自治体といいますか、これからの電子化に向けた中で地方自治体の業務がどう変わっていくのか、窓口の数がどうなるのか、地域のことを地域の近いところでサービスが提供できるものはそうやっていけば、当然ご指摘があるように本庁のその面積等にも当然影響してくると思しますので、できるだけ必要最小限でコンパクトなことでやっていかなきゃならんということは十分認識しておりますので、そういうことでひとつご理解をお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

上野委員

まず初めに、この議案第86号についてのこの補正予算は、基本計画案から案をとられた飯塚市新庁舎建設基本計画と密接に関連があるというふうに理解してよろしいですか。

庁舎建設対策課長

委員の言われますとおり、本計画を固めたうえでの計上でございます。

上野委員

今回、この議案は追加議案で上がってきてますが、まず追加議案の定義、どういうものなのか教えてください。

財政課長

特に定義というものはありませんが、今回9月の議会に本予算で上げまして、その後の発生した事情で議会にお諮りすべき議案が発生した時点で、追加の提案をさせていただいたということでございます。

上野委員

通常、このような庁舎建設については住民に大きな影響を及ぼす大事業だというふうに私は認識をしていますが、飯塚市の認識はどうですか。

総務部長

質問者言われますとおり、庁舎という大きい事業でございますので、各地区での説明会、意見を賜る中でこういった形で提案をさせていただきました。

上野委員

ではこんな重要な議案を、何で当初予算ではなくて年度途中の議案上程、しかも追加議案などという取り扱いなのか、教えてください。

総務部長

さきの議会運営委員会の中でも質問がございましたのでお答えをさせていただきました。こ

れについて早急に事務を進めております中で、庁舎については老朽化も激しく早急な対応が求められておるといの中で、それから消費税等の問題もございます。そういった中で、まとめり次第、時間的な問題もございますので、そういう対応をさせていただいたと、住民説明会を終えた中で、基本がまとまった中で提案をさせていただいたということでご説明させていただきました。

上野委員

税に関しては国の問題なので、ここで時間的な経緯について論議は避けたいと思いますが、古くなって危険という、そんな認識は、皆さん方いつから持たれてあったんですか。

総務部長

庁舎に関しまして当初からご説明を申し上げておりますが、危険というより老朽化が激しいということで、排水の問題またエレベーター、それから空調をこれについてはもう30年を超えたといの中で、時間的にも伸ばすことで、維持管理費をいま抑えて、抑えてですね、やっておりますので、何らかのてこ入れ、こういった不要な費用をかけないといの中で、早急な改修が求められている状況の中での、また消費税という問題もございます。耐震という問題につきましては、ご承知のように西山断層、これにつきましては今までのマグニチュード6.5という県想定から7.3という形に引き上げられて、また8というような想定も論議がされている中もございますので、耐震についても早急に行いたいといの中での提案でございます。

上野委員

いつから老朽化になって、費用の問題ですとか、危険だという認識は、いつから持たれてあったんですかとお聞きしてます。

総務部長

この建物自体、一番最初に検討委員会の中でもこの建物をどうするのかといの中で、建て替え、改修、そして何もしないという論議の中で、検討委員会の中でも早急な改修が必要と、それには改造よりも建て替えが必要であろうという、そういう論議の中でもこの建物自体についてはご説明を申し上げております。

上野委員

では検討委員会の建て替えた年月と、なぜその年月に検討委員会を立ち上げられたのか、それ以前に立ち上げられなかったのか、教えてください。

総務部長

その件に関しましても過去ご説明したということもあろうかとも思いますが、もともとの公の施設、この見直しの中の一次計画で、平成23年度中を目途にしてですね、庁舎について検討する。庁舎が遅れたというのは、庁舎については一番最後だということで、学校再編、浸水対策、中心市街地、こういったものの目鼻がついた段階での庁舎の検討に移ったといところでございますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

上野委員

そういう合併特例債ですとか、市の学校の問題とかいのはわかります。じゃあ、こういうふうにいま時間がないと言われてますが、そういういとまがなくなったのは、市民や議会の責任ですか。

総務部長

そういったことではございませんで、まとまった中でご提案をさしていただきましたといことでございますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

上野委員

こういう年度の途中でこんな重要な議案を上程、しかも追加議案といのは市民と議会を軽視するのも甚だしいと、私思ってるんですよ。誰のご都合なんですか。

総務部長

誰のご都合とかいう話じゃございませんで、今後の事務の中、消費税問題、先ほど言いましたような改修が急がれる部分もございますので、早くやっていきたいと。それから消費税問題もございます。耐震の問題もでございます。そういった中で追加議案という形で、市民説明会が終わった中で提案をさせていただいたということで、ご理解の程よろしく願いいたします。

上野委員

今9月議会です。半年早く委員会を立ち上げておれば、来年度の当初予算にのせられたんじゃないですか。

総務部長

先ほども申しましたが、庁舎につきましては、まず学校再編、それから浸水対策、そして中心市街地という形の中の目鼻がついた段階での庁舎を動かしたと、検討を始めたということでございますので、そういった部分のご理解を賜りますよう、よろしくこれがいたします。

上野委員

では別の件をお聞きしましょう。市民アンケート最終締め切りはいつだったですか。

庁舎建設対策課長

期間は平成23年11月21日から12月の22日までの期間に実施しています。

上野委員

質問が悪かったですかね、基本計画案についての市民意見募集はいつからいつまでですか。

庁舎建設対策課長

案を発表しました8月1日より9月3日までの期間意見募集を行っております。

上野委員

その結果について、いつ、どのようなメンバーで、どのような話し合いが行われましたか。

庁舎建設対策課長

この案件につきましては9月に入ってすぐの庁議の方で報告をいたしております。庁議の中で検討いたしております。内容につきましては9月5日の本特別委員会でも報告をいたしておりますし、内部でも庁議の中で報告と同時に意見を受けての計画への反映というところを確認をいたしております。

上野委員

ということは9月4日に庁議を行われたということでしょうか。

庁舎建設対策課長

庁議は9月13日に行っております。

上野委員

市民アンケート、市民募集意見はどのようにこの計画、計画になっておりますけど、計画案から計画になるときに、この文言の訂正以外どのように反映させられたのでしょうか。

庁舎建設対策課長

具体的な内容につきましては、先ほど説明させていただきましたけども、内容につきましては特別委員会にも説明させていますけども、この変更前、変更後の表記が変更点でございます。具体的に市民の意見の出た内容についての列記、及び、事業費の抑制という意見が多く出ておりました関係もございまして、当然ながら事業費の項目について今後事業進めるに当たっては可能な限り事業費の抑制を図り、将来の負担の軽減に努めるというようなことを明記いたしております。

上野委員

本議案を追加議案として上程することを決定されたのはいつですか。

庁舎建設対策課長

先ほど庁議の日程を説明させていただきましたけども、9月13日において案をとった基本計画というふうな形で固めております。それを受けてこういった方向で進むというようなこと

を確認いたしております。

上野委員

今議会の冒頭、9月6日に市長が行われた行政報告の中で「今後は市民意見募集や市民説明会でいただいた御意見の反映を行う中で基本計画を固めていきたいと考えております」と言われておりますが、今お聞きした。市民アンケートの最終締め切りの9月3日から9月13日に追加議案を上程決定したときの時系列でこの行政報告との整合性を御説明いただきたいと思っております。

庁舎建設対策課長

流れでございますけども、先ほどと重複いたしますけども市民の意見の募集を8月1日から9月の3日まで行っております。その間に市民説明会を8月下旬に行っていて9月の5日の特別委員会でも報告さしていただきましたとおり、集計結果なり、その段階ででの市民意見募集及び市民説明会の意見を反映した形での御報告をさせていただきまして、その段階では案でございます。最終的に5日に行われた本特別委員会での意見、先ほども説明させていただいた項目とか将来負担の明記をすべきとの意見がございましたので、それを受けまして反映した形で9月13日の庁議に最終案、庁舎に関わります意思決定の内部の最終決定機関でございます庁議で報告、確認をいただき、併せて今後そういった形で追加で補正予算を計上した中で事業を進めるということを確認をしたところでございます。

委員長

上野委員にお願いですが、提案とか上程についてはですね、これについては本会議において決定していることでありまして、議案の内容の審査に移っていただけませんかでしょうか。

上野委員

それでは基本計画と密接な関係があるというふうに御答弁がっておりますのでお聞きをしたいと思っております。市民アンケートを取ってですね、基本計画の中身ですけども、文言のつけ足しだけということなんですが、市民意見、アンケートをですねつけ足しだけというのは、基本計画をつくるためのことだと私は理解してる。中身についても市長が本9月議会の一般質問の答弁中で職員スペースの問題についても言及されました。ものすごくそれは建設費用にかかわることだと思うんですが、そういうところもしっかり詰めた中で計画案を計画にするというふうな必要があったんじゃないかと思っておりますが、この計画を基にこの予算を上げていらっしゃるわけですが、この予算の中身は随分と変わる予定があるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

庁舎建設対策課長

予算の中身と言われますところですけども、今回上げております予算については予算として必要な予算を計上させていただいておりますので、予算の変更というようなことは発生しないと。執行する中での執行残は発生しても、費目の変更云々というようなことは発生しないと。

上野委員

設計者の選定、工事委託、測量、オフィス環境整備支援業務、地質調査、5本、で上げられてますが、これ時系列でどういうふうなことになるのか。時系列でどれがどれというふうに教えていただけますか。

庁舎建設対策課長

全般で今回9月の予算を計上したというところを後ろから説明させていただきますけれども、先ほど部長も説明しましたように、基本計画にも表記いたしておりますけども、計画どおりに平成26年度末の工事の発注を予定いたしております。1つに庁舎の老朽化の問題もございまして、先ほどの部長が言いましたとおり、消費税の問題もございまして。それから逆算しますと、一般的に基本設計、実施設計に1年、1年、2年あればというような予定でございまして、それを逆算しますと、設計そのものを本年度中に発注する必要があるというふうに考えており

ます。あわせまして、プロポーザルということで設計者の選考を考えておりますので、先ほども言いましたけども、設計者の選考にプロポーザルについては3カ月から4カ月を要します。そういったことも考えまして、こういった形のスケジュールで考えていますけども、この発注の予算を今年度中に上げました時系列的な考え方でございます。まず最初に、オフィス環境整備支援業務委託というのを上げておりますけれども、これを先ほどもご説明させていただきましたけれども、プロポーザルで新庁舎建設の設計者が決まるまでにある程度の成果がほしいというふうに考えておりますので、まずこのオフィス環境整備支援業務委託を議決いただきましたらすぐ発注する予定でおります。あわせまして、設計発注前に測量成果というのでも必要でございますので、並行して測量設計が発生いたします。その後に設計者の発注にかかるわけでございますけども、先ほども言いましたように、プロポーザルで設計者を選定するようにいたしております。先ほど道祖委員の質問にもございましたとおり、議決いただきましたら来年の1月ぐらいにかけまして、この設計者の選定委員会の設定を考えておまして、それが確定しまして年度内での委託の契約というようなことで考えております。最後に、地質調査という項目を上げておりますけれども、設計者とかが決まりましてそういった中でこういった建物を建てるかというようなことを詰めていく中で地質調査というのが発生いたしますので、決まりました設計者と調整をとりながら地質調査をその後に発注するという段取りで運んでおりますので、順番といたしましてはオフィス環境整備支援業務が最初でございまして、次に測量にかかりまして並行して設計者選考の選定委員会の経費を執行する中で、建設工事の設計委託業者を決定、その後に地質調査を実施するというような運びとなっております関係で、地質調査については繰越明許費で設定させていただいておりますし、オフィス業務につきましては先ほど説明させていただきましたとおり、平成24年から29年にかけて移転監理も含めましての予算を計上させていただいております。建設設計委託につきましては平成24年から26年までの予定を考えておりますので、債務負担を組ませていただいているというような予算の計上で、段取りで、平成24年度に手がける必要性のある予算について、ここで5項目を計上させていただいている状況でございます。

上野委員

ちょっと整理をすると、測量委託とオフィス環境整備支援業務を10月に、新庁舎建設設計者選定委員会を立ち上げるのは、来年1月早々。年度末には建設工事の設計委託と地質調査委託を調査するところの業者を決定したいと。こういう理解でよろしかったですか。

庁舎建設対策課長

オフィス環境につきましては、いま質問委員言われますとおり、10月にご議決いただきましたらすぐかかる予定でございます。測量につきましては成果品が設計者が決まりますまでに成果が上がってくればよろしいという成果物でございますので、期間を設定しながら担当部署と調整しながら契約を考えております。設計者選定委員の経費につきましては、設計者の選定につきまして10月からすぐ、できるだけ早い時期に着手しまして、設計者の選定を1月中までには確定したいというふうに考えておりますので、先ほど説明しました3カ月から4カ月かかりますというようなご説明をさせていただきましたけども、10月から並行してかかりまして、1月に設計者を選定するというスケジュールでございます。設計及び地質の調査につきましては、いま質問者が言われますとおり、設計者が決まりまして以降に1月までに決まりまして、手続上、段取りよく行けば2月以降に設計者との契約が発生しますし、設計者等決まりまして協議を進めながら地質調査をそれ以降に発注して、年度をまたがりますけれども、平成25年度にかけて地質調査をするというような段取りになります。

庁舎建設対策課長

はい、よくわかりました。じゃあ、それに伴って市民意見の募集はどの段階でどういう方法で行われる予定なのか、教えてください。

庁舎建設対策課長

いま現在のこの段階での、市民の意見というタイミングは設けておりません。基本設計ができてある程度公表できるようなものができたら、それを公表しながら意見をたまわりますし、段階段階に応じて本特別委員会及び広報等で広報しながら、意見の集約を図って基本設計を固めていきたいと思えます。その期間が長くあればあるほど十分な協議をする機会もありますし、市民に公表する期間がございます。これは縮めますと一辺倒の、十分な意見を反映しかねるといふところもございまして、できるだけこの基本設計の期間を十分に取りたいといふふうに考えております。

上野委員

基本設計ができた後に市民の意見を聞きたいという理解でよろしかったですかね。

庁舎建設対策課長

固めた以降に公表するというわけでもございまして、意見を案として受けた上で、成果物の案という形で受けた上で、公表できる段階で広報なり本特別委員会でも公表しながら、意見を聞きながら調整して固めていくという段取りを踏んでおりますので、固まった上で計画書が最終的にできあがった上で公表ということは考えておりません。

上野委員

では、このつくられている庁舎建設基本計画の7ページにある、「今後においても段階に応じて広く市民の意見を募集し反映していきます」という段階は、まず基本設計ができあがって第1段階と。それから市民の意見を反映していけるのでしょうか。

庁舎建設対策課長

いま意見を求める機会じゃないといふふうに判断いたしております。先ほど説明しましたように、基本計画が固まった上で公表するわけでもございまして、基本計画そのものも案という形で提示した上で、市民の意見なり要望をお聞きし、市民説明会を開催をいたしております。基本設計の成果物につきましても、案という形で表に前段でそれ以前に出せる、パーツパーツで出せば、それに越したことはございせんけども、最低でも案という形で提案を受けた基本設計の成果物を広報、この特別委員会でも発表し、意見をたまわりながら反映させていく、その期間を取るといふことでもございまして。

上野委員

今このつくられている基本計画なんですけど、内容が全て固まってくるのはいつぐらいになるのでしょうか。

庁舎建設対策課長

先ほどの瀬戸委員のほうからのご質問での、プロポーザルの説明での段取りについても説明させていただきましたけども、この基本計画をそのものはもう既に固めております。これを受けまして、設計者のほうでこの計画に対する提案、コンセプトを受けまして、設計者が決まりますればその設計者と協議をしながら、ここではっきり明記していない計画検討しますといふような表記の分にもございまして。そういった中で設計者のほうから提案を受けまして、判断しながら設計を固めていくわけでもございまして、計画そのものはもう既に固めております。この計画書をもとに設計者を特定しまして、その設計者と今後詳細な詰めを協議して基本設計を詰めていく。その段階でできるだけ詳細に案という形で提供していただいて、意見を聞きながら基本設計を固めていくという段取りでもございまして、説明になっているかどうかわかりませんが、基本計画そのものは固めております。

上野委員

もうこれが固まっているといふことは、この中で言い切っておられるところとか数字できちんとされているのはこのとおりになるといふふうに理解していいんですね。

庁舎建設対策課長

言い切っているところもございますけども、例えば数字的な事業費等につきましては修正点で追記しましたように、可能な限り事業費の抑制を図って将来の負担の軽減に努めるということにしております。これは予算ベースでの積み上げで80億円という数字が出ておりますが、予算段階での積み上げでの数字を積み上げておりますので、決算的なものについては設計の中でも変更が、基本設計及び実施設計の中で数字の変更もございますし、決算でまた変更があり得る、入札等で減額ということも発生すると思います。そこで、そういった部類ではっきり言い切っているところについてはそういった方向で進む予定でございますし、また、検討しなすというような表記の部類につきましては設計者からの提案を受けて、ある程度の行政のほうで一つ一つを判断しながら決定していくという形で考えております。

上野委員

金額に関しては数字が入ってるところがマックスだというふうに考えさせていただいていいと思いますし、市長が言われた延床面積についてもおおむね今17,800平米ですが、これからあまり変わらないよというふうに理解してよろしいんですか。

庁舎建設対策課長

事業費については委員の言われますとおり、我々もそういった考えております。17,800平米の面積につきましては、先ほどオフィス環境設計の中での説明の中で説明もさせていただきましたとおり、この17,800平米といえますのは先例市の状況から大枠の中で職員の1人当たり及びそういったところから概略の大枠を積算したものでございまして、詳細な必要面積を積み上げたものではございません。オフィス環境の中で改めて1部署1部署及び文書量及び備品等の必要面積を算定しまして、改めて積み上げた上で確定する予定にいたしております。

上野委員

変わる可能性があるかもしれないという数字なりというのはどこなのか、教えていただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 13:01

委員会を再開いたします。

上野委員

午前中の基本計画の中で変更の可能性を残している事項を教えてくださいという質問でしたが、これは固まっているんだけど、基本設計をするまでには固めていきたいというお話ですので、この質問については取り下げて、次の質問をさせていただきます。午前中ですね、上程までの日程などをお聞きしましたが、市民意見を勧谏する時間は余りなかったというふうに私は感じていますが、この基本計画案から、基本計画に変えられるときに書き加えられたものも含めて基本設計には可能な限り十分反映していくというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

庁舎建設対策課長

基本計画案から基本計画に至りますまでには、市民説明会での意見、市民意見募集での意見、議会等の意見を反映させたつもりでございます。今後基本設計に移る中で先ほどから説明させていただいておりますとおり設計者が決まりましたら、詳細な詰めに行きますけれども、今後につきましても議会及び市民の意見をよくお聞きしながらその都度、その都度情報提供しながら反映させていきたいというふうに考えています。

上野委員

先例市のアドバイス等をたくさん受けられているようですがちなみにですね、類似自治体の庁舎建設基本計画のボリュームについては、飯塚市の場合は23ページほどあるんですが他の

類似自治体の基本計画ボリュームどの程度なのか、ご存知ならばご紹介していただけますか。

庁舎建設対策課長

一般的に基本計画の策定時点から外注でされてある自治体が半数ほどおられます。その設計業者に委託された基本計画書をそのもののボリュームはさすがに中身的には本市の状況よりも厚い状況もございますけれども、我々の本市の基本計画は行政サイドでつくっておりますので、行政サイドでつくった基本計画としてはある程度詰めているところではないかというふうに判断いたしてます。

上野委員

はい、わかりました。私、基本的には庁舎を建て替えることには反対ではありません。ただ、一般質問の中でも述べさせてもらいましたけれども、市民生活に直結するまちづくりに対するスケジュールが、私はもう6年とほったらかされたというふうに思っていますが、皆さん方がですね、入られてる職場は老朽化してるから一刻も早く立て直したいと。ついては年度途中のしかも追加議案でお願いしたいというふうに言われてるわけですがこれをどういうふうに理解して、納得し、賛成をすることができるのか。同じ組織の中の話ですからちょっと具体的に説明をしていただけませんか。

総務部長

先ほどもご説明いたしました。庁舎につきましては、学校再編等々ですね、市民生活に関係する部分、それを先行する中で今こういった形で庁舎について手を染めて検討を進めてまいって参りました。これについては、遅れてきたというのも学校再編、浸水対策等を急いだために目鼻が付いた段階で動かしていくと。ですから現段階でできるだけ早くこの分を動かしていきたいというのは、庁舎の現在の傷み方、そういった分と消費税の問題がございますので、それから耐震ですね、西山断層等の関係もございます。こういった中でできるだけ早くという思いでさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。他に質疑はありませんか。

八児委員

すいません、確認でございますがオフィス環境整備支援業務なんですけど、プロポーザルで行われますが、これについて他市の先例状況見るとですね、やはり半分は随意契約とか指名競争入札がっておりますが、これへの予算というのは再度確認させてください。

庁舎建設対策課長

プロポーザル、資料の3の先例市状況を表記いたしておりますけれども、随契、指名入札等がございます。業務としましては2の業務予定表に記載しておりますけれども、入札手法をとりますと、安い点はメリットはございまして、なかなか提案そのものが担保できないというような先例市などアドバイスがございましたので、提案をいただいてそれを担保にそれを条件を提案内容をなし遂げるといような担保のうえにプロポーザルという方式を採用いたしているような状況でございます。

八児委員

確かにそこら辺はあると思うんですが、実はの考えというか、今まで少しいろんな勉強した中でですね、庁舎ですよ、行政の庁舎、奇抜なものを建てるわけではないし、他市も基本的に似たり寄ったりの状況のものを建てておられるんじゃないかと思うんですよ。1、2階に市民が気安く来られるとか、市民が直接対応しやすいところがきてうえもって来るわけではないわけですから、そういうですね形がどこも似たり寄ったりで市民に直接行政の少しでも関係ないというか、来にくい所は上にもっていくという形の中で、建物を立てていく。敷地の関係とか高さの関係とかいろいろあると思うんですが、こういう基本的にオフィス環境でその面積をここで確定されるわけでありまして、そこら辺きちんとですね、少しでも安くなるというような方向がとれるという方法もあるんじゃないかというふうに考えるんですが、どうですかね、

違いますかね。違うというかそこら辺の考え方について少しお聞かせ願えたらと思いますけど。

庁舎建設対策課長

先例市で業務そのものはレイアウトの設計で必要面積の選択だけではございませんで、当然必要面積の算定に至りますまでに予定表に書いておりますとおり、現庁舎の備品、文書量の調査というような実態調査を踏まえまして必要面積の算定を行い、その上で基本的なレイアウトを策定するわけでございます。将来的に言えば現庁舎で使っております備品のうち新庁舎へ移行して使えるのものを取捨選択した上で、そのところを含めまして、併せてどういったいったローテーションで移転をすればいいかということも含めましてこの設計委託を行うものでございます。面積、レイアウトもそこそこの自治体自治体で動線が違いますので、ある程度調査を行ったうえでどういった配置がいいかというのを専門家の目を見ていただいた方がというふうに考えております。面積の件につきましては、一般的には必要面積を概算でこういう形で17,800㎡といたしておりますけれども、一般的にどの自治体でもこの必要面積を算定する場合には、でた面積というのは基本的には同じパターンでいきますと面積が下がっていくというような現状もございますので、そういった意味で意味合いがあるというふうに判断をいたしております。

総務部長

価格のお話がありました。プロポーザルにつきましては、一定金額を提示をして価格の競争なしで、提案のみで選定する方法もございましてけれども、今回、私どもにつきましては価格の面についてもですね、価格点、これについても考慮いたして価格の競争、これについても反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

八児委員

ぜひともですね、私としては先例市の面積を見ていたら1万8000円とか1万7000円とか結構多いんですね。確かに課長が答弁いただいたように、多少のですね、自治体によっていろんな課なりがあったり、なかったりするところがあるとは思いますが、しかしながら、市民向けのですね、課というのはそんなに変わらないというふうに思っております。そういうところですね、しっかり基本的にこの中身に立ち入るわけには検討委員会ができるわけでありまして、立ち入るわけはいけないと思っておりますけれども、そういうことで、先ほど申しましたように奇抜な建物建てられるんじゃないと思うんですよ。やはりはきちっとした堅牢で、50年先、60年先もしくはそこら辺までもきちっと残っていくような建物を建てていただくという形が基本ではないかと思っておりますし、大変難しいことにはそれに伴ってそれに伴い費用も少しでも軽減していくという、市民の負担をなくしていくという形が当然お考えいただいておりますけれども、そういう意味でそこら辺の考え方、実は市民の皆さん方はですね、飯塚病院が同じ面積で40何億で建ておるんじゃないとか、また一般質問の中には諫早市の庁舎が半分できておると。そういうふうなことは皆さんよく知っておられます。こういうところがですね、どういうところでその検討をなされていくか、とういことについて少しお聞かせを願いたいと思います。

総務部長

市民説明会の中でお話をさせていただきました。私どもランドマークというようなそういった庁舎を考えているわけではございません。過去においてはですね、庁舎がその町のランドマークとかというような形もコンセプトで建てられたところもございました。そういうことではなくて基本計画の中でもですね、簡素で効率的なということで謳っておりますし、本当に丈夫で長もちと質問者言われますようにそういった形での庁舎、安く効率的にということでお答えをしておりますので、そういった形で事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

八児委員

ご答弁いただいたとおりだと思いますけども、それがどこで反映されるのか、少しお聞きした

いと思いますけども。

庁舎建設対策課長

どこで反映されるかということでございますけども、基本設計を進める中でいろんな提案が設計者からもされますし、その判断において1つ1つ費用も考えながら、1つ1つ判断をしていきます。そういった中で市民の意見、議会にも報告しながら取捨選択をしていく考えでございますので、段取りを踏んで事業費の抑制に努めていく姿勢はあります。

八児委員

ぜひともそういう形ですね、市民の皆さま方に丁寧に状況を出していただきたい。あつという間にできあがったと言われないように。そこでスケジュールを少しお聞かせ願いたいと思いますが、基本的にこのオフィス環境整備の中でですね、きちっと必要面積の算定をしていただいて基本計画設計のほうに入っていかれるわけでございますが、平成24年度に基本設計をされるんですよね。どうなんですかね。ちょっと聞きたいと思います。

庁舎建設対策課長

基本設計の発注は本年度中に行います。発注前に先ほどのオフィス環境の資料の24年度と実施年度を表記しています2行については、その発注前に成果物をいただきまして、それを精査しながら設計者のほうに発注するという形になりまして、基本設計は24年度から25年度にかけて基本設計を進める予定でございます。

八児委員

お聞きしておったそうなんですけど、私もちょっとほかのことを考えておったかもしれませんが、しかしですね、庁舎面積がいつできるんですかね、決定というのが。必要面積の算定が年度内にでき上がるんですか。それとも年度の途中でできあがるんですか。

庁舎建設対策課長

必要面積といいましても、全体で17,800平米が17,500平米ですよという確定ではございませんで、例えば1階のフロアにはこの部署、この部署とこの部署入れるには何平米必要ですねというような形でのパーツパーツの積み上げでございますので、それを精査した上で行政方がこれでOKと判断すれば、この分野についてはこれだけ、この分野についてはこれだけというような形での成果物になるかと。それを設計者のほうに条件設定して掲示していくということになりますと思います。面積のおおよその確定というのは、基本計画を設計を進める中で設計案というような形で提示された折にはある程度の概略の数字が出てくるものというふうに判断いたしております。

八児委員

私もきちんと面積の算定というのは途中の中でしかできてこないかと思うんで。しかしながら、基本設計はそれと並行してやられるという形の中ですね、ちぐはぐにならないように、本当に市民皆さんの意見が反映できるというところがどこにあるかというのを知りたかったわけでありまして、きちんと積み上げをしていただく中で公表なりできる分についてはしっかりやっていただきたいと思います。ともかくも大事業でありますので、しっかりと透明性を持ってやっていただきたいと思いますので、要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

まず、補正予算概要書の確認をさせてください。今回ですね、建設工事設計委託料の予算が計上されますけどもね、これ基本設計と実施設計を合わせて最終的には平成24年度から26年度の間で、総事業費1億2468万1000円。これは基本設計から実施設計といいますかね、それまでの金額が1億2400万円です。いま予算組んでいるということによろしいでしょうか。

庁舎建設対策課長

質問者の言われるとおり、基本設計から実施設計までの含めた総額でございます。

小幡委員

じゃあ、この予算内で設計が上がりますよね、実績設計がね。業者が決まって施工するんでしょうけども、設計事務所としては施工監理と設計監理ありますけども、今回そういった設計監理の部門はプロポーザルで選ばれたコンサルのほうが別途必要なんでしょうか。設計監理費。

建築住宅課長

委員が言われておりますのは工事監理のことより、工事監理にしましてもできるだけ同じところがするのがいいとは思っております。今のところはまだ未定でございます。

小幡委員

先ほどから皆さん質問の中でね、基本計画、これは案が抜けましたよね、基本計画から。その中で今プロポーザル方式でコンサルと将来施工業者も決めていくんでしょうけども、その点をなぜ明記されていないか。今わかっている段階で基本計画の中にね、プロポーザルの設計会社、設計者を選ぶのをプロポーザル方式で行いますというのは明記されてますけども、いま言ったら施工監理関係設計監理、そこら辺をどういうふうにするかというのが明記されてないでしょう。する必要はないんですか。

総務部長

この計画書の基本計画の中ではそこまで明記をいたしておりません。事務を進める中で、その都度決定させていただきたいと思っております。

小幡委員

実質上はいるわけですよ、基本的にはね。設計した以上はその設計どおり施工なされるかどうか。このプロポーザルで決まった設計事務所が監理していくんでしょうけども。とりあえずは1億2千万円ぐらいの設計料がいるということですね。それは確認しました。今回の予算ですね、必要なのは十分承知しております。いるでしょう。先ほど上野委員からもありましたけど、なぜこの時期に必要なのかということで、いろんな説明を受けました。消費税云々とかね、早く建てるためにはという。そのところはわかるんですけどね。スケジュールで見れば、きょうで当委員会は7回目ということです。6月議会の最終日に、まだ審議が十分でない、庁舎に関しては重要案件ですから、十分もう少し詰めた話を検討するべきだということで、議会が公明党さんが出された議案、決議文を可決してますよね。その後、7月、8月、今9月ですけどね、その後当委員会、何回協議しましたかね。それと時間。わかりますか。

庁舎建設対策課長

本庁舎建設特別委員会につきましては、6月の定例会以降、8月6日と9月5日の2回開催、時間まではちょっと把握いたしておりません。

小幡委員

2回ですよ。たぶん午前中でどちらも終わったのかね。特に前回は、市民説明会のこんな意見がありましたということと、この案を外すための説明がちょっとありましたけど。6月の議会の最終日の決議案は、これで十分、この2回で審議なされたという判断で執行部の方は思われているんですかね。市民説明会はたしかにしましたけどね。十分検討がなされた、それでこの案を外したんでしょう。十分だということでしょうか。

総務部長

議会のほうのご意見を受けまして、私どもも各所においての市民説明会をさせていただきました。これにつきましては当初5カ所というのは予定しておりませんでしたけども、細かく説明会を開きましてご意見をたまわの中で、そしてそれをまとめる中で委員会のほうにお諮りをさせていただいて、事務を進めてまいったというふうに認識をいたしております。

小幡委員

説明会は開きましたよね。だから、もう十分審議、討議、結論的に十分であるという認識でしようかというのを聞いたんですよ。

総務部長

事前準備として進めるべきことは進めてまいったというふうに考えております。

小幡委員

執行部側は十分という判断でこの案を外されたんでしょうけど、きょうの午前中の審議でもね、当委員会の委員がまだ十分でないという質疑がたくさんありますよね。あっていますよね。これに対して、どうもあなた方はその場をクリアすればとりあえずOKというような、感情論で申しわけないんですけど、そういうイメージを私は少なからず持っているんですね。説明会場で一般市民の方が質問されましたね。特に総務部長が回答されていましたが、あの説明会でも明確な回答はしてませんよね。私から言わせればあいまいというか、市民がその場で納得できる範囲の回答はしましたけども、前回の委員会ですういった質問等に対する回答を市民にしっかりとすると、検討しますということでしたが、どういうふうな形で回答されるように結論付けられましたか、教えてください。

総務部著

意見を多くいただきました。住民サービスの関係の部分と、あと価格の面ですね。値段的なもの、価格の面がかなりございました。これにつきましては、今後の事務作業の中で工夫してまいるということでできるだけ、先ほど八児委員からもお話をいただきましたけども、金銭的な面についてはもう当然工夫をしていけと。ほかのものはいらぬというようなお話で、質素に、というふうに認識をいたしております。そういった形でこの計画書の中にも入れておりますし、今後の基本設計の中でいかしていくと。実際に、基本設計に時間を取っておりますので、数多くの意見をですね、業者さんと打ち合わせの中で、また先ほど課長も申しましたけども、市民の皆さんのご意見、また当然議会の皆さまともご意見を賜る中でですね、そういった分を工夫して、基本設計を仕上げていると。そして最終的にその都度情報開示、ご意見たまわる部分があればですね、その段階でご意見をたまわり、また最終的な案の段階でまとめれば、またそこで市民の皆さまのご意見をたまわるというような形で進めてまいりたいと。そういった形でいただいたご意見をお返しするという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

総務部長

総務部長の言い方は前回もそのとおりなんですね。だから、結論的にホームページを使ってとか市報を使ってとか、市民からの意見に対しては明確に答えるということは前回言われたじゃないですか。答えの内容はともかくとして、どういった方法でどういうふうに答えるのかということを知っているんですよ。検討すると言ったでしょう。

庁舎建設対策課長

市民説明会での説明内容につきましては、現在、市民意見募集、市民説明会の状況をホームページにアップしておりますけども、回答の状況についてもアップいたしております。前回の委員会では小幡委員のほうからご要望といいますか、そういう質疑がございました。現在、意見を踏まえまして、Q & Aというような形で市民の方々にお知らせすべき案件については、そういった形で作成をいたしております。そういったQ & Aというような形でホームページにアップしながら状況を報告していく予定でございますので、報告させていただきます。

小幡委員

回答できる範囲を回答されてますよね。その中で財源を聞かれてそれを償還する根拠を示されて、教えてくださいという市民の意見に対しては答えていない。それと位置の問題のときですかね、卸売市場のところには庁舎を建てていただきたいという要望の裏には菰田地区とかそこら辺の開発拠点から外されて中活から外されて、菰田の飯塚駅前の開発はどのように考えているのかというような質問もありましたので、そういうところはやっぱり心配なされている方が

おられるんで、何か折りの機会にちゃんと説明するべきだと思います。これは方法論は問いませんが、それを真摯に実行してくださいということ、これは要望で構いません。そういう中で先ほど申しましたとおりね、その場しのぎじゃないかと、ちょっと表現悪いけどね。クリアすれば次に進むというようなそういうふうな印象をもっていますので、先ほどのちょっと道祖委員の質問に戻らせてもらいますけれども、プロポーザル方式で設計事務所を決めるんでしょうけれども、先ほど選考の委員の方が4名、学識経験者を選ぶということでしたが、プロポーザルは実績、庁舎設計された経験を有するところを基本的に選ばれるんでしょうけれども、何々コンサル、何々設計事務所という、何社ぐらいもしくはどのような基準で指名じゃないよね、あの声かけをするのか。どういうふうにするのか教えてください。

庁舎建設対策課長

今要領等の案を作成中でございますけれども、基本的には公募のプロポーザル方式というふうなことで考えております。

小幡委員

基本的には公募ですね、そしたら。公募で何社来るかわからないと。その公募にあたる基準といえますか条件というか、それは今から決めるわけでしょう。それは委員会の方にこういった基準でこういった方法で公募をかけたいという報告はいただけますか。

総務部長

事務作業中でございますので、まとめ次第ですね委員会の方にお示しをしたうえで公募という形にですね、進めさしていただければというふうに考えております。

小幡委員

それはちょっと約束ですので、教えてください。その時点になりましたらね。じゃあプロポーザルで公募をかけましたと、数社応募があったと、それから選考委員会で来年の1月までに決定ということで12月から1月の間でやるということでしたが、基本的に今の我々にこういった関係でプロポーザルの公募をかけたいという条件、先ほど言ったお示し願えるのがいつの予定でありますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:33

再開 13:34

委員会を再開いたします。

総務部長

今後の事務作業を、今、しているというふうにお話をさせていただきました。委員会の方の今後の動きでございますけれどもですね、私どもといたしましては委員会を開催していただいてご説明をさせていただいたのちにですね、公募という形をできれば行いたいと、そういった形で事務作業を進めてまいりたいということで、またご相談させていただければというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

小幡委員

わかりました。そこら辺の手順は委員長と打ち合わせてください。基本的には公募の方法は教えていただけるということで、結構です。先ほど道祖委員の質問の中でプロポーザルが仮に設計事務所でプロポーザル方式で公募からきた、何社になるかわかりませんが、選定4名の学識経験者と市役所から2人ですかね、計6名であるんだけれども、その間の仮に4社来た想定しましょう。4社のそれぞれの提案、この提案がどのような提案でどのようなメリット、デメリットがあるのかというそこら辺は我々に教えてくれるか、我々も一緒になってその審議できるのかということに対して先ほど総務部長は検討すると言われましたね。そのところ何と答えられましたか。

総務部長

提案内容ですね、これについての公表というのはどうかということでございましたので、これについて著作権等々の問題もございます。ですから提案内容がですね、そういった部分が公開できるかどうか検討させていただき、できるだけ私どもとしてはですね、公表という形で検討させていただきたいというふうに申し上げました。

小幡委員

ちょっと今著作権は……なら公募するなど、参加するなという話で我々は発注者側になるんだからそれはいいんだけどね。先ほど皆さんが言っているのは来年の1月までの間に10月から公募をかけてたった3回でね、選ぶことができるのか。回数じゃないんだろけれども、提案なされた設計事務所のここがいいだろうと、こういう提案がいいねとか飯塚市独自のよそにないようなね、ここはいいねといったようなこの審議にこの委員会は入れないのかということなんです。要は無視して決まりました結果報告だけでしょうか、それとも随時、このような提案がありましたというのはね、そこんことを詰めて、我々にも説明、それを検討しようかと先ほど部長言われたんですよ。できるかできないか。プロポーザルの意味はわかります。プロポーザルが仮に先ほど言った4社、設定したとしたら、4社がそれぞれ提案してくるわけでしょう。その内容を決定する前に当委員会にも内容の説明等を図ることができますかということ。

総務部長

通常のプロポーザルの提案、このプロポーザルの今度提案仕様書ですね、こういった部分も委員さんがはっきり予算議決いただきまして、委員さんに正式にお願いした中で委員さんのご意見です。ほかの県内でもそうですけれども、各所で今プロポーザル形式で高級な建物が建っておりますのでですね、そういった経験のある委員さんであればいろんなご意見がございます。そういった意見を聞く中で、あの提案書をですね、まとめていくわけでございます。あのプロポーザルの内容についてですね。ですから、そこで決まって今言われますように通常の仕様と提案があってそれを委員さんが審査をして点数を決めてとあとでその内容についての公表という形についてということで検討ということではございましたけれども、提案があった段階で委員会への報告というのは、若干厳しい状況でございます。難しい。あの事務作業としては困難でございます。（発言する者あり）

委員長

静粛に。

小幡委員

よくわかんないんですけどね。提案されてきた内容は公表できるやつなんでしょう。選考委員会の方は決定権がある。我々には決定権はない。わかってるんです。でもこういう内容で、こんなコンサルがこういう提案をやってきましたというのが、この8ページ、基本計画書の8ページの中にですね、新庁舎建設基本計画から、基本設計に入る間に我々の庁舎特別委員会の意見というのが矢印的に入ってきてないわけね。ということはそれだけを見ればね、基本設計が出るまで我々の委員会は黙っておけよというようなフロー図になっているんで、そこを訪ねているんです。わかります。

総務部長

基本設計がまとまるまでの間に随時委員会の方には先ほど課長も申しましたけれども、一定まとまれば、ご報告させていただいて、ご意見を賜る中でですね、当然市民の意見というのにも折に触れ、基本を設計がまとまるまでの間にですね、事務作業やって意見を賜る中で決めていくということで考えております。

小幡委員

基本はね、基本計画がしっかりしとったらね言わないけれども、先ほどまだみんないろんな意見が出てるでしょう。議場の規模についても、議場のシステム、我々の控室についても何に

も我々に話したこともないじゃない。相談もないじゃない。それで進められてるんで、せめて公募をかけたコンサルがね、こういう提案をしてきてますというのはね、決定権は選考委員会の方にあるでしょうけれども、我々にもね、先ほど中途半端になりましたけれど知らせてくれないかという願いをしてるんですよ。できるかできないか。

総務部長

プロポーザルの提案につきまして、具体的な図面が出てくるわけではございません。ですから、ほかの庁舎の中でこういった工夫をしたとか、新しい庁舎の中にはこういう工夫をした方がいいよとかそういった提案とですね、あと事務体制、こういった技術者をどれだけの数集中させて対応できるメンバーでいくんですよとかそういった部分が評価点になって、業者さんの方のやる気といったらおかしいんですけどね、それで業者さんを決めて、実際の設計については事務作業の中で基本設計に入った中で、建物についての具体的な案が出てまいりますので、そういった分を議会の皆さまのご意見を賜りながら、また市民の意見を賜りながら時間をかけて、基本設計をまとめていくということでございますので、その事務作業の中で庁舎の基本的な設計内容が決まっていくというところでございます。

小幡委員

部長に今聞いたのはプロポーザルの方式とプロポーザルとは何ぞやを聞いたわけじゃないんです。それはわかっている。だから3回しか選考委員をやらないんでしょう。先ほど道祖委員が言ったのが、1回目は顔合わせのような世界だろうと。2回目に提案があって、3回目にはここがいいですと決めるぐらいのスタイルでいくなればその間にね、こう言った数社のこういった今言う特徴のあることとかいうことが出てきましたというような、内容を当委員会にもちゃんと公表しなさい、してくれないかということをお願いしてるんで、するかしないかだけなんです。そこを明確に約束しましょう。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:42

再開 13:52

委員会を再開いたします。

総務部長

質問委員から公表ということで、私どももできるだけ公表という形で事務を進めてまいりたいというふうには考えております。ただ、今回のプロポーザル、この具体的な内容になりますと、先ほど私、公表についてということで検討させていただきたいというお話をさせていただきました。これは、事後という認識の中で、説明させていただいたわけですが、実際、業者さんが提案するときに自分のところはこういった工夫をするんだよという、その採点の中の中身が入ってきているものですから、それを事前に出すと別の業者さんのほうにその情報が入るとということで、正当な工夫、これをきちっと把握していこうとするならば、業者さんのほうもそういう提案をしていこうとするならば、非公表でないと対応できないということで、プロポーザルの提案内容については非公開という形で、他のところでも事務を進められておまして、国土交通省のガイドラインについても非公開という形にされておるところでございます。ですから、いま質問委員のお話の中でなんとかこういった工夫はないかというので、それについては検討ということでさせていただきたいということは、申し上げましたけれども、そういった事情でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

小幡委員

結局は公表しなということですか。

総務部長

現段階で想定しておる部分については、非公表という形で想定をいたしておるところ

でございます。

小幡委員

国土交通省のガイドラインなんか、ここは飯塚市ですから関係ありませんので、公表できるやつは公表して構わないんでしょ。特徴ある、よく意味がわからないんですけどもね。そのメンバーによっては、仮に設定しますと、4社来ましたと、それぞれの提案がよその設計事務所に漏れてはまずいから公表しないというだけですか。理由は。

総務部長

提案内容自体が出ますとよその業者さんのほうが、その内容について自分のところも考えているんだとかいう形になるもんですから、そういった工夫をきちとした形で吸い上げていくには非公表というのが、前提になってくるということでございます。

小幡委員

ということは、選考委員会で決定したあとに我々に、ここで決まりました、こんな内容でしたということになるんですか。

総務部長

その内容につきまして、他自治体におきましても非公開というのが基本になっておりますけれども、いまご意見がありましたので、何らかの形で公表について検討させていただければという形でお答えをさせていただいた次第です。あの著作権等に該当する分もあるというふうに聞いておりますので、今からそれを具体化をしていくわけでございます。予算議決をいただきましたらですね、早急にそういった事務作業を進めて次にご説明させていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

小幡委員

そういう方向で今回は公開しないと、いうことでしょうか、今回4名、選考委員を選ばれましたけれども、総合的に100億、4人でしょう選考の学識経験者は4人だよ。それは100億円近い本庁舎の事業に対して、4人で決定した理由は6人いても8人いてもいいんでしょうけれど、何で4人なのかというのをちょっと教えて。

庁舎建設対策課長

状況によっても、自治体によっても4人から9人ぐらいまでの状況でございます。本市の場合も一般的に学識経験者と行政のセットでの委員会構成というのがほとんどでございまして、本市におきましてはそういった形で、外部の学識経験者は4名、行政の内部の委員を2名の計の6名でというような形で考えた結果でございます。

小幡委員

はい、わかりました。そういうことで選ばれたと、ですね。プロポーザル方式で公募をかけてコンサルから提案なされて、その計6名の方で審査して決まった後に、我々に報告あるという流れですね。随時、その中でも委員会にこういう提案がありましたよということが問題なく報告できるやつがあれば、それはしてくれと、そこまでは約束できますね。

総務部長

まだ予算議決をいただく前でございまして、委員もまだ決定をいたしておりません。今後につきましては、きょう意見を賜りましたので次の委員会、また私どもの事務の進め方について、ご協議させていただいくつもりでございますので、そういった中でお話しさせていただければと、検討させていただきます。

小幡委員

わかりました。イタチごっこの話ですからやめましょう。先ほど上野委員も言われましたとおりね、私も建てることに対しては何も反対でもありませんし、建てるためにはこういった予算も必要だということは十分理解します。その前に前回の委員会からずっと申し上げてるのがですね、委員会のあり方についてをよく言いますけれども、学校方式でね、あなたたちが先生

で我々が生徒でね、何かこう教えていただいて、わからないことに質問してその場で終わっているような感覚の違いでしようけどね、私はそういうふうに思ってるんでね。極力、ひざを交えて審議できるのがあればどんどん提案してくださいと、喧々諤々でやってみんなの庁舎と、執行部が勝手につくったと、こんだけかけてつくったというイメージを外したいだけなんですよ。みんなで当時携わった我々議員として、執行部としてこんな建物、これだけの審議のもとでやったんだという自負がほしいだけお話。その中で再三申し上げますとおり、手順からしてですね、予算はあげられるのは構いませんが、建てるにあたっての償還の計画がまだ出てきておりません。ですから、予算を通していただきたいという話であればですね、通して結構ですけれども、少なかれこの計画書の中にありますとおり、毎年償還する額と維持管理が委員会の中でもこれだけかかるんだということですから少なかれね、まだ12月しか出ないと、11月末か12月初旬ということですから、このような工夫をして償還にあてると、財源はどのように確保するというを明確に教えてください。そうすればオッケーです。誰か教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:01

委員会を再開いたします。

副市長

多分私が言っても納得されないと思いますけれども、基本的なおおかたの概算ですよ。80億ぐらいの事業費で、利子等含めて100億円近くになると、ただ100億円が総事業費だと言われることにちょっと私は違和感を覚えております。80億円ということであれば、そうだろうと。将来負担まで含めて総事業費という表現の仕方は私はほかにはあんまり聞いたことはないなと。正直これは私の考えです。ただ100億円だけ80億円から償還のその当然将来負担は念頭においておかなければいかんです。これはもう返さないかんから。大体ここでは確か30年という計画で利子を計算しておりますが、この分だけであれば再三の説明は多分事務方もしていると思いますけれども、交付税を除けば単費負担といいますか、単費負担が大体1億円弱、まあ1億円程度ということで30年間毎年、この庁舎だけに関して言えば1億円の財源が要りますということは一般財源ですね、いるということは申し上げます。ただ全体飯塚市全体の中活とか、浸水とか、庁舎いろんなすべての大きな事業からいく財政シミュレーションというのは再三言われております。これは私も言いましたように10月下旬から12月の始めにできるだけ早くお示ししたいと。そこがないとなかなかうんと言えないというようなご質問者の趣旨だったかと思しますので、私はいま言えるのはこの庁舎に関して言えば、単費負担、交付税措置を除けば単費負担の分がこの庁舎だけで大体1億円程度は現段階でこの概算ではいる。これはできるだけ費用が再三あっているようにできるだけ安くしてくれ、住民の負担がかからないようにこれは当然今から努めてまいります。ただこの基本計画にあげている段階の数字で言えばそういうこと、それについて再三言いましたように最終的な全体の財政シミュレーション、この分についてはですね、非常に不確定要素はたくさんの諸条件つけて、難しいところがありますがきちっと指し示すつもりでありますのでよろしく願いいたします。

小幡委員

副市長に前もって納得されないでしようけれどということでしたが、確かに納得はしませんけれど。さっき言いましたとおり、ランニングコストも含めてライフサイクルコストといふかな、建ててしまえば最後まで面倒を見るという感覚からすればね、建てて50年先まで見込んでというスタイになるんでしようけれども、言いましたとおり、全体のシミュレーションがで

ないとこの1億円だけの返済原資というのが出てこないんでしょうけれどね、市民の説明会の中で、私たちも建てるのは構いませんけれど、私たちの税金とかね、この国民健康保険もちょっと赤字ということですから税金とか水道代が上がったりとかね。市民税が上がったりとかしないんでしょうね。それは庁舎を建てることによって我々に負担が来るんですかという単純の意見ですよ。だから明確に数字が表させないならそれはしないならしないと。そのところをね、ようございます。

副市長

確かに住民説明会をする中で、庁舎を建てることによって我々の負担がくるのではないかとというご懸念の意見も出ておりました。それについてはですね、私は明確にそういうことはしませんと。庁舎のためその市民の方にですね、税金を上げるなんていうのはこれは私はもつてのほかだと。市長含めてですね、これを取りかかったときには庁舎のために市民の方に負担を強いるということは考えておりません。ただもう、いらんことですが、国保は国保会計で別の形ですので、そういうのは例えば水道事業会計でもそうですけれど、一般会計からいきますとそういうことは全く考えております。またすべきじゃないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

小幡委員

ということは、そういった市民負担を強いるようなことはないということで承るときです。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

午前中からいろいろ質疑をさせてもらったり、聞かせていただいたりしてありまして、今質疑をされている委員の皆さん方は基本的に建てることには異議はないよという立場の方々ばかりじゃないかなというには私は承っておりますが、ただ議論の中で、設計ですとかプロポーザル方式については、かなり皆さんが疑問というか、質疑が多かったところじゃないかと思えます。この際ですね、議案第86号の補正予算を調査関連費用のみに予算を組みかえをしていただいて、修正議案として、皆さん方の方から出し直していただければいいんじゃないかと思えますが、そのようなお考えはありませんか。

総務部長

今ご意見ございましたけれども、そういった考えについてはございませんで、この形でお願いできればというふうに考えております。

上野委員

それでは私先ほども申し上げましたが、市民に皆さん方が提案されたまちづくりのスケジュールなんか守られてないわけですよ。市庁舎の市民意見の反映、本当にされるのかどうかというのが不安なわけなんです。つまり飯塚市への信頼感が薄れているわけです。この市の庁舎は建設にとどまらず、今後信頼回復に向けてどのように努力をされ、努力をせよと指示をされるのか。市長、ひと言ご答弁をお願いいたします

副市長

今質問者の中でなんでこれだけ大きなものを9月補正に、なおかつ追加であげるかと当初質問があったかと思えます。確かにこれだけ大きな大事業、あるいはその政策的に新規ではじめるといったときは、年度年度で本来から言えば、当初予算できちっとあげて、きちっと審議してというのが行政とすれば年度の大きな新規の事業とかですね、変わったことまたはこれだけ大きな事業というのは確かにそういうご意見にはちょっと私も理解はいたします。ただあのこの庁舎建設に関しましては、検討委員会という中で意見提言をいただいてその流れの中で、そしてこの基本計画は今回取りまとめができたということでこれに基づいて予算をあげさせていただいたというひとつの事務スケジュールの中であげさせていただいたをぜひこれご理解をお願い

いしたいと思います。それと過去、行政がやったことに少し一部遅れとるところがあるじゃないかと、これについてどうするのかということについてはですね、遅れとる分、また果たせなかった分については我々も真摯に反省しなきゃならないし、少なくとも遅れとる分はその遅れてきたところを取り返す、また約束ときちっと果たしていくということをですね、行政に課せられた大きな責務だろうというふうに思いますので、しっかりこれから取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長

よろしいですか。他に質疑はありませんか。質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

小幡委員

最終的には本会議場で述べさせていただきますが、この案件に対しては私は納得できません。基本的な予算としては認めますが、提出する時期に対して反対です。以上です。

佐藤委員

穂波町出身の私としましては、合併協議会のとおり、旧穂波町地内に建設してほしいという思いがあるのですが、旧穂波町に建設するには、用地取得等と多大な費用がかかります。現在の経済の状況、財政難、また市民の方々からの建設費の抑制の声を勘案いたしましてこの議案に賛成いたします。したがって、建設費の抑制には極力努めていただくこと。また説明会では、旧穂波地区、菰田地区のまちづくり、再開発等言われておりましたので、この意見も十分に酌んでいただくことを要望いたしまして私の意見とさせていただきます。

秀村委員

この議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。そもそもこの議案事態、合併協定とは異なる場所の議案であり、旧町民の切り捨てられ感、また不信感がなお一層増すものであり、私としてはまだまだ納得できませんので、反対の立場をとらせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 14:11

再開 14:12

委員会を再開いたします。

採決いたします。「議案第86号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。